

様式第2号（第8条関係）

令和3年度広域連携によるスマート自治体転換等支援事業補助金交付決定通知書

西振第 132 号

令和3年5月1日

埼玉西部消防組合 管理者 藤本 正人 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

令和3年5月1日付け埼玉西消企第31号で申請のあった令和3年度年度広域連携によるスマート自治体転換等支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助事業名 埼玉西部地域消防指令事務協議会設置事業
- 2 交付金額 金24,000,000円
- 3 支払方法 精算払い
- 4 交付条件
 - （1） 要綱第6条第2項に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。
 - （2） 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けること。
 - （3） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （4） 交付金額が、要綱第3条で定める補助額の範囲を超えることとなったときは、速やかに知事に報告すること。